

## 令和4年度 第1回 高浜市都市計画審議会 議事録

開催日時 : 令和4年10月18日(火) 午後2時50分～午後3時15分  
開催場所 : 高浜市いきいき広場2階 いきいきホール  
出席委員 : 佐藤 雄哉(会長) 北川 広人(副会長)  
長谷川 広昌 酒井 美貴  
篠田 裕重 神谷 信夫  
毛受 洋恵 鈴木 雅仁  
渡邊 勝徳(代理:山下 洋昭)  
横山 英樹 重田 和幸  
事務局員 : (都市政策部) 杉浦部長  
(都市計画G) 島口 GL、石川主事、鳥居主事

(開会時間 午後2時50分)

### 開 会

#### 1. 開会あいさつ

○事務局(杉浦部長)

只今より高浜市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は都市政策部長の杉浦です。よろしくお願いいたします。

本日は委員の半数以上がご出席されていますので、都市計画審議会条例第8条の規定により、本会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

さて、本日は今年度初めての審議会となりますので、事務局よりお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、簡単なご挨拶をお願いいたします。

————— ( 出席委員読み上げ、各委員あいさつ : 略 ) —————

ありがとうございました。

最後に事務局でございますが、都市計画グループリーダー 島口でございます。担当の石川、鳥居でございます。

よろしくお願いいたします。

○事務局(島口 GL)

それでは、今後の進行につきましては、私の方から、進めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。まず、資料の確認からさせていただきたいと思っております。

————— ( 配布資料の確認 : 略 ) —————

それでは、都市計画審議会に入らせていただきます。

## 2. 会長・副会長の選任

まず始めに、会長の選任についてを議題とさせていただきます。

上段に、高浜市都市計画審議会条例と記載のある資料をご覧くださいかと思えます。会長は、条例第6条第2項により、「条例第4条第2項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙により定める。」と規定があります。条例第4条第2項第1号に掲げる者とは、学識経験者の方としておりまして、佐藤委員、酒井委員、篠田委員、神谷委員、毛受委員の5名の委員の中から選任して頂きます。会長の選任の方法としましては、条例第6条第2項で「委員の選挙により」とありまして、選挙の方法について皆様にお諮りしたいと思います。選挙の方法としましては、委員の皆様のご異議がなければ「指名推薦の方法」と「投票による方法」をとらせて頂きたいと思いますが、どのように取り計らったらよろしいでしょうか。

○北川委員

指名推薦をお願いします。

○事務局（島口 GL）

只今、「北川委員」より指名推薦という、ご発言がございましたが、ご異議ございませんか。

————— ( 一同異議なし ) —————

○事務局（島口 GL）

ご異議なしということですので、推薦による方法とさせていただきます。

それでは、先ほど説明いたしましたとおり、佐藤委員、酒井委員、篠田委員、神谷委員、毛受委員の5名の委員の中から推薦をお願いします。どなたかご発言をお願いいたします。

○北川委員

「佐藤委員」を推薦いたします。

○事務局（島口 GL）

只今、「北川委員」から、「佐藤委員」が推薦されました。ご異議ございませんか。

————— ( 一同異議なし ) —————

○事務局（島口 GL）

ご異議なしということでございますので、「佐藤委員」が会長に決定されました。それでは会長に選任されました「佐藤委員」におかれましては、会長席の方に移動をお願いいたします。

それでは、新会長より一言、ご挨拶をお願いいたします。

○佐藤会長

皆さま、改めましてこんにちは。豊田工業高等専門学校の佐藤です。只今、会長に仰せ付けられましたので、よろしくお願いいたします。

都市計画審議会というのは、高浜市の都市計画に関わる内容を審議いただくということで、皆さまのご専門であったり、ご見識を活かしていただき、慎重にご審議いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。委員皆様のご協力をいただきまして、本審議会を運営して参りたいですので、よろしくお願いいたします。

○事務局（島口 GL）

ありがとうございました。それでは、以降の会議のとりまわしは、佐藤会長をお願いいたします。

○佐藤会長

それでは、議事の進行役を私の方より進めさせていただきます。

次第に沿って進めていきます。続いては、副会長の選任について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（島口 GL）

副会長の選任でございますが、条例第6条第2項により「副会長は、委員のうちから会長が指名する。」とありますので、佐藤会長、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

只今、事務局から説明がありましたように、条例に基づいて私の方から指名するということになります。副会長には、「北川委員」を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、副会長に選任されました「北川委員」にご挨拶をお願いいたします。

○北川副会長

只今、会長より指名をいただきました。微力ではございますが、会長の補佐役をしながら会議運営にあたらせていただきますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤会長

ありがとうございました。それでは、議事に入る前に、議事録署名人をお願いしたいと思います。審議会運営規程第7条により私から指名させていただきます。今回の議事録署名人については、「横山委員」と「重田委員」のお二人をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」という議題に入りたいと思います

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

### 3. 議案第1号：西三河都市計画生産緑地地区の変更について（高浜市決定）

○事務局（石川主事）

担当の石川が説明いたします。着座にて失礼いたします。

それでは、上段に、議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」と記載のあります議案書をご覧ください。

はじめに、生産緑地制度について簡単にご説明いたします。

生産緑地制度とは、市街化区域内にある農地などの、緑地機能を保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度であります。

生産緑地は、基本的に主たる農業従事者が死亡、又は、故障などで農業の継続が不可能となった場合、又は、指定から30年を経過すると、市に対して買取申出を行うことができます。

次に、買取申出について説明いたします。買取申出書が市に提出されますと、市や県などの地方公共団体に買取の有無を照会いたします。

買い取らなかった場合は、農業委員会から、新たな農業従事者に対して斡旋を行います。その結果、不成立となったときは、買取申出日から3ヶ月後に行為制限が解除され、その後、農地転用後に、一般の住宅などが建てられるようになります。

このように、行為制限が解除された生産緑地については、引き続き、都市計画にて生産緑地として指定し続ける意義がないため、生産緑地地区の除外に伴う都市計画の変更の手続を行うものであります。

議案書を1枚めくっていただき、資料1-1をご覧ください。生産緑地地区を次のように変更し、面積は約12.0haとなります。変更の理由といたしましては、資料下段に記載のとおりでありまして、生産緑地法第14条による生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたもの、地積更正によるものについて、一部区域を変更するものでございます。

次に、議案書を1枚めくっていただき、資料1-2をお願いいたします。生産緑地地区の一团数及び面積でございますが、一团数は、変更前80団地、今回1団地の減で、変更後は79団地となります。面積は、変更前12.2haで、今回0.1ha減少し、変更後は12.0haとなります。なお、小数点以下の切り上げ、切り捨ての関係で0.1ha減少ですが、変更後は12.0haとなっております。

その下に記載されている箇所別調書をご覧くださいますと、買取申出により生産緑地が除外されるものは12-6の団地の1箇所のみで、残りは全て地積更正として指定の位置や形状は変わらずに面積のみを変更するものとなります。なぜ今回9箇所の地積更正が発生したかと申しますと、平成4年当初に指定されて以降、登記変更などで面積が変わっているものが、特定生産緑地の指定事務のなかでいくつか判明したため、この度修正することといたしました。

12-6の生産緑地は、令和3年1月1日から、令和3年12月31日の1年間に、行為制限解除がなされたものとなります。詳細内容につきましては、資料1-3に変更対照表を、6ページにわたり示しておりまして、黄色の網掛けで表示されている部分が変更箇所となります。

市全体における解除地の位置関係については、資料1-4に、それぞれの詳細図につきましては資料1-5として表示しております。資料1-5で複数枚あるもののうち、解除箇所としては、12-6の団地のみ黄色で表示しておりまして、先ほど申した地積更正されたものは、形状など一切変わりありませんので、図中では緑色のままでお示ししております。

本案につきましては、令和4年9月12日から9月28日までのおよそ2週間、「西三河都市計画生産緑地地区の変更案」として縦覧を行いました。縦覧者ならびに意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第1号に対する説明を終わります。

#### ○佐藤会長

ありがとうございました。只今の内容につきまして何かご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

では、私から1つ、地積更正というのが12-6以外のところであるという話ですが、後ほど開催される協議会の方でご説明のある特定生産緑地に関わるものということですので、基本的には来年度の変更では、地積更正という理由の面積変更は起きないという認識でよろしいですか。

#### ○事務局（石川主事）

今年の12月4日以降に発効する特定生産緑地という制度のなかで特定生産緑地の位置、形状、面積が公示されます。その数字と生産緑地の都市計画決定の面積は同じになるべきといえます。今回のように生産緑地の面積が変わったと市が把握した場合は、今後も地積更正はあり得ると言えます。

#### ○佐藤会長

特定生産緑地にするとところが新たに増えて、面積などがずれていたりすると、また地積更正による変更が発生するということですね。

○事務局（石川主事）

特定生産緑地は平成4年に指定されたものがほとんどで、残りの特定生産緑地の候補は1箇所しかありません。そちらは平成7年に指定したものであり、今回のように面積がずれていけば地積更正による面積の変更の可能性があります。今回の変更はあくまでも特定生産緑地の指定事務のなかで判明したものであり、それ以外で判明した場合にも同様の変更をする場合もございます。

○佐藤会長

他の箇所でも確認したところずれていたということがあるかもしれないですね。

毎年、都市計画審議会で審議いただくのは、おおよそ地積更正ではなく、従事されている方が死亡されたり、故障されたことにより生産緑地ではなくなるというもので、地積更正はイレギュラーということですね。

そのほかご質問等いかがでしょうか。

それでは、ご意見等ないということですので、これは審議の案件になりますので、採決をさせていただきます。

議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」原案どおり承認させていただくことに賛成の方は、挙手をお願いします。

—————（ 全員挙手 ）—————

ありがとうございます。全員挙手いただきましたので、賛成いただいたということになります。従いまして、この議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案どおり承認することにしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、都市計画審議会は審議案件がこれだけになりますので、都市計画審議会としてはこれで閉じさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

閉 会

（閉会時間 午後3時15分）